

新潟市給与条例及び新潟市教育職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 7 月 5 日

新潟市長

中原ハ一

新潟市条例第 23 号

新潟市給与条例及び新潟市教育職員給与条例の一部を改正する条例

(新潟市給与条例の一部改正)

第 1 条 新潟市給与条例（昭和 32 年新潟市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条及び第 11 条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第 24 条の 4 の見出しを「（特定新型インフルエンザ等対策派遣手当）」に改め、同条第 1 項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第 44 条」を「第 26 条の 8」に改め、同条第 2 項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第 32 条第 1 項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

(新潟市教育職員給与条例の一部改正)

第 2 条 新潟市教育職員給与条例（昭和 34 年新潟市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条及び第 10 条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第 27 条の見出しを「（特定新型インフルエンザ等対策派遣手当）」に改め、同条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和5年法律第14号）の施行の日から施行する。